

# 日常的な債権の管理

## ～契約締結前に検討する手段～

### 〔債権の管理と回収について①〕

二子玉川司法書士事務所  
司法書士 城岡 一美

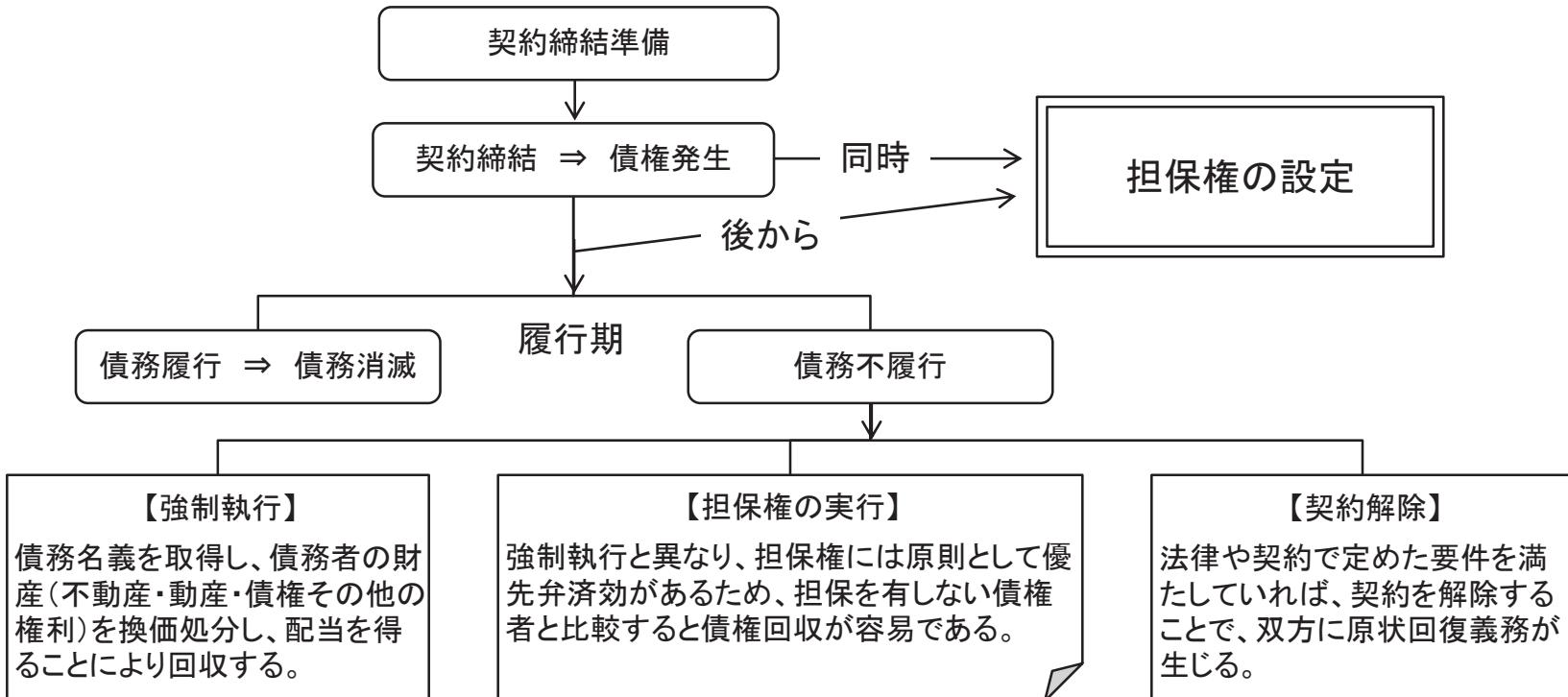
# 目次

第1章 債権の管理と回収の全体像	.....	P 3
第2章 物的担保	.....	P 4
第1節 約定担保物権／典型担保	.....	P 5
第1項 抵当権	.....	P 5
第2項 根抵当権	.....	P14
第3項 質権	.....	P16
第2節 約定担保物権／非典型担保	.....	P18
第1項 譲渡担保	.....	P18
第2項 所有権留保	.....	P20
第3項 買戻し	.....	P21
第4項 再売買予約	.....	P22
第5項 仮登記担保	.....	P23

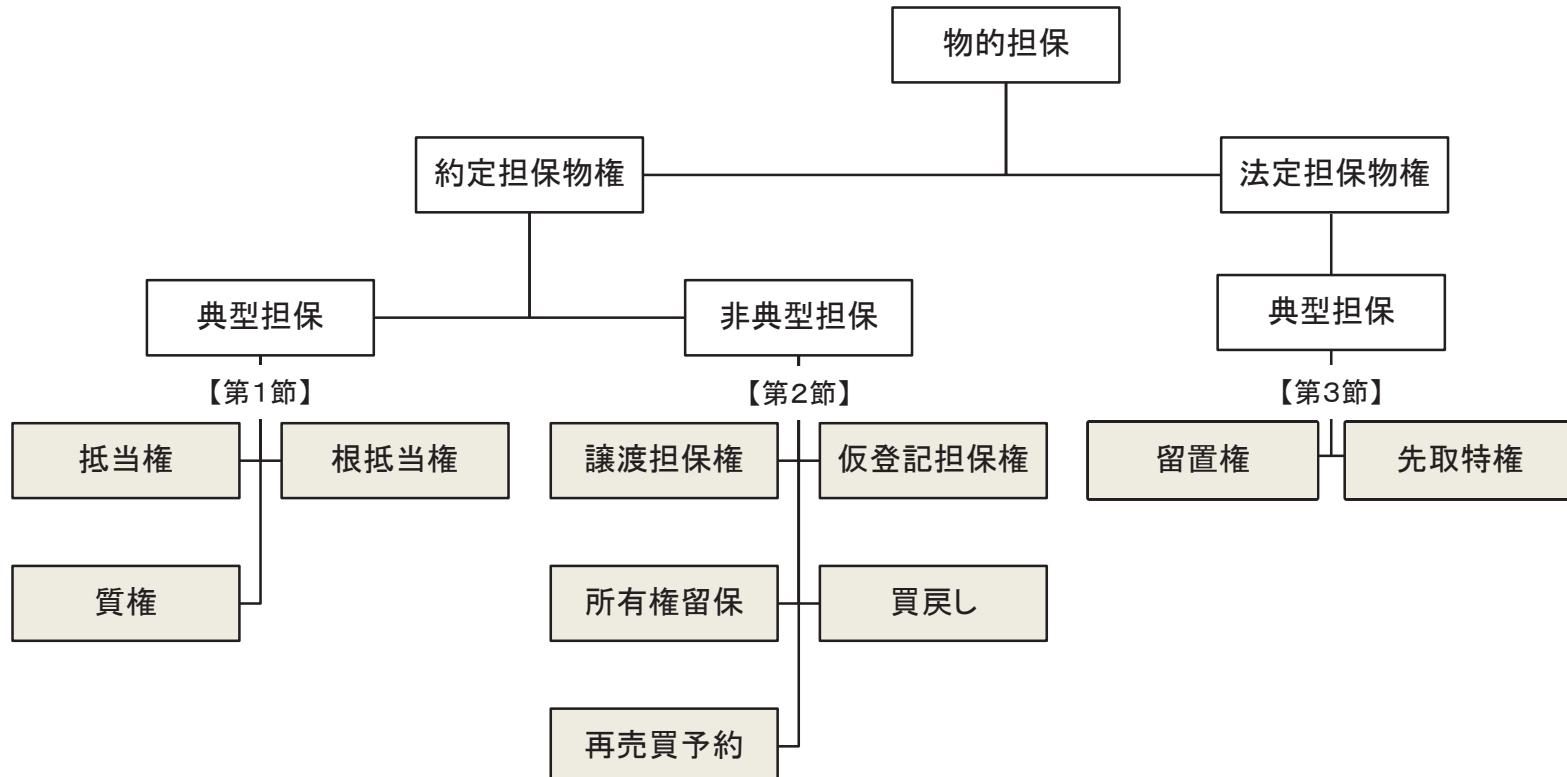
# 目次

第3節 法定担保物権 .....	P24
第1項 留置権 .....	P24
第2項 先取特権 .....	P26
第3章 人的の担保 .....	P29
第1節 連帶債務 .....	P30
第1項 連帶債務 .....	P30
第2項 求償権 .....	P31
第2節 保証債務 .....	P32
第1項 保証(単純保証) .....	P32
第2項 連帶保証 .....	P34
第3項 根保証(継続的保証) .....	P35

# 第1章 債権の管理と回収の全体像



## 第2章 物的担保



# 第1節 約定担保物権／典型担保

## 第1項 抵当権

- ・ 債権者もしくは第三者(物上保証人)所有の不動産を目的として設定を受ける。
- ・ 債務者が弁済をしない場合は、抵当物件の競売代価から優先弁済を受けることができる。

### <抵当権の性質と効力>

附従性	随伴性	不可分性	物上代位性	優先弁済的効力	留置的効力
○	○	○	○	○	×

#### 1. 附従性

⇒担保物権が債権に付従する関係(債権なければ担保なし)にある性質のこと。債権が成立しなければ担保物権も成立せず、また、債務者が債務を履行したことにより債務が消滅すれば、担保物権も消滅する。

(事例) AがBに500万円を貸付け、当該資金債権を被担保債権として、B所有の土地に抵当権の設定を受けた。

Bが500万円を完全に返済し終えた場合、Bの債務が消えると共に、Aが持っている資金債権は消滅し、同時に抵当権も消滅する。

## 2. 随伴性

⇒債権が当事者以外の第三者に譲渡された場合、債務も共に第三者へと移転する性質のこと。

(例)AがBに500万円を貸し、当該貸金債権を被担保債権として、B所有の土地に抵当権の設定を受けた。その後、Aが第三者Cに当該貸金債権を譲渡すると、抵当権もCに移転する。

## 3. 不可分性

⇒担保権を分けたり切り離したりすることができない性質のこと。被担保債権の多少にかかわらず、担保権は目的物の全体に効力を及ぼす。

(事例)AがBに500万円を貸し、当該貸金債権を被担保債権として、B所有の土地に抵当権の設定を受けた。その後、BがAに対し250万円を返済しても、抵当権の効力が半分に縮減することはない。

## 4. 物上代位性

⇒目的物の売却、賃貸、滅失等によって債務者が受けるべき金銭や、代わりの価値のあるものに効力を及ぼすことができる性質のこと。

(事例)AがBに500万円を貸付け、当該貸金債権を被担保債権として、B所有の建物に抵当権の設定を受けた。その後、抵当不動産が火事によって滅失したことにより、Bに火災保険金請求権が発生した。Aは、Bが当該請求権を行使する前に、当該請求権を差押えることによって、払渡しを受けることができる。

## 5. 優先弁済的効力

⇒目的物の売却代金から他の一般債権者に優先して被担保債権の弁済を受けることができる効力のこと。

## 6. 留置的効力

⇒債務者からの弁済があるまで、担保権者が目的物を自ら所持することができる効力のこと。